

「外国人材の活用」に関する主な施策の実行状況

K P I

・2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す

| 主な施策 | 改訂2015上のスケジュール | 実行状況 |
|---|--|--|
| <p>・平成27年4月に「高度専門職」の在留資格が創設されたことも踏まえ、各府省連携の下、IT・金融・学術分野など各業界の事情に応じて効果的な訴求の手法・機会を選択し、業界団体等も活用しつつ「高度人材ポイント制」等について、戦略的に広報する仕組みを速やかに立ち上げ、周知と利活用を図る。</p> | <p>戦略的に広報する仕組みを速やかに立ち上げ、周知と利活用を図る</p> | <p>・潜在的にポイント制対象者が多い業界の会合に職員を派遣し、ポイント制の仕組みを説明するなどの取組を実施。今後、各業界における広報実施機会の特定を進め、広報実施カレンダーを更に充実させる。また、ポイント制の広報ツールの更なる充実を図るため、想定される典型的な認定事例リストを作成するなどの取組を検討中。</p> |
| <p>・外国人材を活用する事業者による在留資格審査手続の利便性を向上させるため、事業者から問い合わせの多い提出書類、疎明方法等に関して、平成27年度内を目途に主要な対応事例や対応方法等につきウェブサイト等を通じて広く解説・周知すべく、検討を進める。</p> | <p>平成27年度内を目途</p> | <p>・就労資格の在留諸申請に関連して主に事業者から問い合わせの多い事項について、提出書類や疎明方法等に関するものを中心にQ&Aをとりまとめ、平成28年3月に法務省ホームページにおいて公表・周知した。</p> |
| <p>・「留学生30万人計画」の実現に向け、海外からの留学生受入れを加速化するため、各大学等のアドミッション・ポリシー等において留学生受入れ方針の明確化を促進する。各大学がアドミッション・ポリシーを明確化することを促すためのガイドラインについては、平成27年度中を目途に策定・公表する。また、学位取得を目的とする留学を将来的に増やすため、短期留学やインターンシップ等を組み込んだ留学を促進する。</p> | <p>各大学がアドミッション・ポリシー等を明確化することを促すためのガイドラインについては、平成27年度中を目途に策定・公表</p> | <p>・中央教育審議会大学教育部会において、アドミッション・ポリシー等の明確化のためのガイドラインの在り方について検討を実施。平成28年3月31日にガイドラインを策定・公表。 ・優秀な外国人留学生の確保に向けて、大学間の交流協定等に基づく双方向の短期留学を着実に支援するとともに、就職支援等まで含んだ一体的な取組について検討中。</p> |

「外国人材の活用」に関する主な施策の実行状況

平成28年4月6日

| 主な施策 | 改訂2015上のスケジュール | 実行状況 |
|--|----------------|--|
| <p>・外国人留学生等に対する一層の就職支援強化を図るため、関係府省・団体が連携して、平成27年夏にも、外国人留学生等と採用に意欲のある企業等を対象としたマッチングイベントを開催する。</p> | <p>平成27年夏</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年5月より、「外国人材活躍推進プログラム」を立ち上げ、大学の留学・就職担当者向けセミナー（同年6月16日）、企業向けセミナー（同年7月1日）をふまえ、マッチングイベントとして、就職面接会（同年5月29日、8月18日、10月13～15日）を実施し、1,902人の留学生等が参加した。 ・平成28年度は、同様のマッチングイベントを他地域にも展開する予定。 |
| <p>・外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等において外国人留学生等の求職情報と外国人材の活用に積極的な企業の求人情報を集約させ、求職・求人のマッチング機能を充実させるなどの取組を行う。さらに、外国人留学生等の就職支援に向けた関係府省の取組の効果を検証し、更なる支援策の改善等につなげていく。</p> | <p>—</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月に文部科学省と厚生労働省が連携し、都道府県別・大学別の外国人留学生在籍情報を外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー等で活用する仕組みを整えた。 ・平成27年7月に開催した企業向けセミナー（中堅・中小企業のグローバル展開における外国人留学生等の活用セミナー）の参加企業に対して、厚労省が外国人留学生の採用に関するアンケート調査を実施するとともに外国人雇用サービスセンター等への登録を募り、外国人留学生の採用に興味がある企業の掘り起こしを行った。 ・この結果、外国人雇用サービスセンター・留学生コーナーにおいて、1,493人（平成28年2月末現在）の留学生の国内就職につながった。 |

「外国人材の活用」に関する主な施策の実行状況

平成28年4月6日

| 主な施策 | 改訂2015上のスケジュール | 実行状況 |
|--|------------------|---|
| <p>・インド・ベトナム等の南アジア・ASEAN諸国等の優れた外国人IT人材の受入れ促進のため、海外で高度IT人材を輩出する大学の指定等に関する政府間協議を進めるとともに、国内で新たに一般社団法人コンピュータソフトウェア協会等を母体とする支援団体を立ち上げ、指定大学の卒業生等に対して我が国日本語学校と連携して、留学やその後の就労支援等を実施するための取組を平成27年中を目途に開始する。</p> | <p>平成27年中を目途</p> | <p>・平成27年11月、コンピュータソフトウェア協会を母体として、アジア等IT人材定着支援協議会を設立。今後、本協議会を中心として、留学やその後の就労支援等を実施予定。</p> |
| <p>・特にインドについては、平成27年4月の閣僚級による日印IT協力に関する共同声明に基づき、人材交流の深化のために政府間定期協議の場でインドのIT人材の活用方策等の検討を進めるとともに、現地トップレベルの高度IT人材を輩出する大学に対して、我が国の官民が連携し、日本企業での就労促進や魅力発信等の取組を強化する。</p> | <p>—</p> | <p>・平成27年11月に第3回日印共同作業部会(JWG)を開催し、インド人IT人材の活用の在り方に関する議論を行った。</p> |

| 主な施策 | 改訂2015上のスケジュール | 実行状況 |
|--|------------------|--|
| <p>・経営学等の人文科学の分野に属する知識を有する外国人材がIT技術者として活躍すること等がより円滑に行えるよう、平成27年4月に在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」に統合されたことを踏まえ、平成27年中を目途に、在留資格の要件について許可事例等を示すことにより明確化・周知を図る。</p> | <p>平成27年中を目途</p> | <p>・平成27年12月、外国人IT人材の在留資格「技術・人文知識・国際業務」、高度人材ポイント制の該当性に係る考え方及び許可に係る具体的な事例として、経済産業省及び、法務省のホームページに「外国人IT人材の在留資格と高度人材ポイント制について」を掲載し、明確化・周知を図った。</p> |
| <p>・外国人材の観光産業への活用を図り、外国人旅行者に対するホテル・旅館等における接遇を向上させる観点から、ホテル・旅館等の業務の中でも、専門的な知識を要するフロントでの接客・案内等の業務に従事していることなど一定の要件を満たす場合には、現行制度上外国人の在留が認められることを明確化し、平成27年中にホームページ等を通じた周知等を行う。</p> | <p>平成27年中</p> | <p>・平成27年12月、外国人がホテルや旅館等の宿泊施設での就労を希望する場合における在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例として、法務省ホームページ上に「ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について」を掲載し、周知を行った。</p> |
| <p>・日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、早期にスノーリゾート関係者のニーズ調査を実施し、実務経験年数要件に替わる要件の検討を進め、平成27年度中に結論を得る。</p> | <p>平成27年度中</p> | <p>・日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、スノーリゾート関係者のニーズ調査を実施した上で、実務経験年数要件に替わる要件の検討を進め、一定のスキーインストラクター資格を有することを代替要件として認めることとした。</p> |

| 主な施策 | 改訂2015上のスケジュール | 実行状況 |
|---|----------------|---|
| <p>・通訳案内士制度のあり方に関する検討会の検討結果を踏まえつつ、多言語対応の推進の観点から、通訳案内士の業務において留学生等の外国人材の更なる活躍を推進するための方策等につき検討し、平成27年度中に具体的な取組を開始する。</p> | <p>平成27年度中</p> | <p>・通訳案内士として活動している外国人から、活動状況や外国人材の活用方策等についてヒアリングを開始した。</p> |
| <p>・経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し、平成27年度中に結論を得る。</p> | <p>平成27年度中</p> | <p>・平成28年3月、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会報告書」において、EPA介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するため、EPA介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大、EPA介護福祉士の就労範囲の拡大等に関する具体的方策を取りまとめた。</p> |